

○高辻保育指導専門官 定刻となりましたので、ただいまから、第1回「保育所児童保育要録の見直し検討会」を開催いたします。

構成員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日、事務局を務めさせていただきます、厚生労働省子ども家庭局保育課保育指導専門官の高辻と申します。座長選任までの間、議事進行役を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本検討会は、ことし3月に告示され、来年4月から適用される改定保育所保育指針を踏まえ、保育所と小学校との連携に関して、就学に際し、保育所から小学校へ子どもの育ちを支える資料として送付される保育所児童保育要録の見直し等の検討を行うものです。

まず、本検討会の構成員を御紹介させていただきます。資料1別紙の構成員名簿をごらんください。

大妻女子大学家政学部教授の阿部構成員でございます。

大阪総合保育大学児童保育学部学部長・教授の大方構成員でございます。

白梅学園大学学長の汐見構成員でございます。

高知県教育委員会事務局幼保支援課専門企画員の中山構成員でございます。

たかくさ保育園園長の村松構成員でございます。

本日は、構成員5名全員に御出席をいただいております。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

保育課長の巽でございます。

保育課企画官の唐沢でございます。

保育課保育指導専門官の鎮目でございます。

なお、今回の保育所保育指針改定と同時期に、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も改訂されており、幼児期の育ちを小学校教育へと円滑につないでいくために、要録の活用など小学校との連携については関係府省である内閣府や文部科学省とも基本的な考え方の共有を図っています。これを踏まえ、本検討会には、内閣府子ども・子育て本部及び文部科学省幼児教育課より関係職員に出席いただいております。

それでは、本検討会の開会に当たりまして、厚生労働省保育課長の巽より御挨拶を申し上げます。

○巽課長 保育所児童保育要録見直し検討会の委員になっていただきまして、まことにありがとうございます。また、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、感謝申し上げます。

保育所におきましては、幼児教育を行う施設として、保育所の保育と小学校教育との円滑な接続を図ることが必要となっているところでございます。子どもに関する情報を共有するなど、保育所と小学校が連携を図ることが求められているところでございます。

ことし3月に告示されました改定保育所保育指針には、保育所と小学校の連携に関して

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を小学校と共有することなどが新たに記載されているところがございます。こうしたことを踏まえまして、保育所児童保育要録の見直しなどを行い、保育所と小学校のさらなる連携を図るために、本検討会を設けたところがございます。

構成員の皆様におかれましては、それぞれの知見を生かしまして、保育所保育と小学校教育との一層の円滑な接続が図られるよう、活発な御議論をお願いしたいところがございます。どうぞよろしく願いいたします。

○高辻保育指導専門官 なお、課長の異につきましては、公務の都合により途中で退席させていただきます。

続いて、資料の確認をさせていただきます。

配付資料は、

議事次第

資料1 「保育所児童保育要録の見直し検討会」開催要綱

資料2 保育所児童保育要録の見直し等について

資料3 中山構成員提出資料

資料4 村松構成員提出資料

なお、構成員の皆様には、机上資料として、保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園、それぞれに係る現行の要録及び改定保育所保育指針を参考配付しております。

資料の落丁等の不備がございましたら、事務局までお申しつけください。

カメラの撮影はここまでとさせていただきます。

傍聴される皆様におかれましては、事前にお知らせしている傍聴時の注意事項の遵守をよろしくお願いいたします。

それでは、議事に移りたいと思います。

議題1の座長の選任等につきまして、説明申し上げます。

資料1「「保育所児童保育要録の見直し検討会」開催要綱」をごらんください。「2. 構成員」の(2)において、検討会に座長を置くと規定されております。本検討会の座長につきまして、事務局としては汐見構成員をお願いしたいと考えておりますが、構成員の皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○高辻保育指導専門官 ありがとうございます。

座長の選任について御賛同いただきましたので、本検討会の座長は汐見構成員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、以後の進行につきましては、汐見座長にお願いいたします。

(汐見構成員、座長席へ移動)

○汐見座長 それでは、御指名いただきましたので、座長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に、座長代理の指名に移らせていただきたいと思います。先ほどの開催要綱をごらんいただきたいのですが、「2. 構成員」の(2)に座長は座長代理を指名することができるという項目があります。私も今、大変多忙ですので、ぜひ座長代理と一緒にしっかりと務めてまいりたいと思いますので、この中で阿部構成員に座長代理をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○汐見座長 それでは、阿部さん、よろしく願いいたします。

(阿部構成員、座長代理席へ移動)

○汐見座長 それでは、議事を始めていきたいと思っております。

最初に、私のほうから簡単にこの会の趣旨等を改めて確認させていただきます。資料1の今の要綱をもう一度見ていただきたいと思います。この会、かなり焦点を絞った検討会なのですが、その目的のところ、ちょっと読ませていただきます。「保育所に入所している子どもの就学に当たっては、保育所保育指針において、保育所と小学校との連携の観点から、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支える資料が保育所から小学校に送付されることを求めている。同指針の適用に際して、厚生労働省から当該資料の参考様式を「保育所児童保育要録」として示し、各保育所において活用されているところである。今般、平成30年4月1日から適用される改定保育所保育指針において、保育所と小学校との連携に関して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有する等の記載が追加されたことを踏まえ、保育所児童保育要録の記載事項、参考様式等について、保育所保育と小学校教育との一層の円滑な接続に資するような見直しを行うことが必要である」と。こうした状況を踏まえて、保育課長が要請し、その検討をする、ということが書いてあります。

幼保小の連携、特に小学校に送る書類いわゆる要録についてはすでに長く取り組まれてきて、その必要な内容や形式を参考モデルを示して、なるべく全国共通の形式で円滑な接続が図れるようにということやってきたわけです。今回、「10の姿」というもともと幼小の円滑な接続のためにつくられたカテゴリーを3つの幼児教育の施設が意識して教育することになり、それを要録にどう反映させるかが課題になってきたわけです。それについてどういうことが新たに課題になるのかということきちんと検討した上で、合理的な要録の形式を少しみんなで模索したいということが狙いです。そのあたりに焦点を絞った議論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議題の2番目、保育所児童保育要録の見直し等についてに入りたいと思っております。

最初に、この見直しに向けた検討事項についての御説明を事務局のほうからお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○鎮目保育指導専門官 事務局の鎮目です。

それでは、資料2を用いまして、見直しの検討につきまして御説明を申し上げます。「保育所児童保育要録の見直し等について」という横組みの資料でございます。

表紙を1枚めくっていただきまして、1点目、保育所児童保育要録の現状について、これより御説明を申し上げます。

2ページでございますけれども、先ほど要綱のほうでも座長に触れていただきました、現行の保育所児童保育要録等の位置づけにつきましての御確認でございます。こちらは平成20年に告示されました保育所保育指針において、「小学校との連携」に関する記載が追加されました。こちらにおきまして記載がありますように、小学校との積極的な連携を図るよう配慮することの記載、また、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすることの記載がされました。

こちらの要録につきましては、子どもの育ちを支えるための資料に関して下の矢印にありますように、平成20年3月の課長通知におきまして留意事項を示すという形で参考様式を提示するとともに、また、小学校との連携についての取り組みも要請されたという経緯がございます。

3ページをめくっていただきまして、こちらの通知の中身について御説明を申し上げます。こちらの通知の「第3 保育所児童保育要録関係」の中におきまして、「1 資料の様式等について」ということで、様式の参考例をお示ししたという経過がございます。こちらの様式の中身については、以降で説明させていただきますが、要録関係といたしまして、「4 小学校との連携について」では、主に保育所、幼稚園及び小学校の相互理解が深められることを期待する旨、また、各市町村においても、こうした取り組みを支援・推進することの旨が通知において発出されたという経緯がございます。

また、この四角囲みの下に※で記している通知ですけれども、平成20年に示されました要録につきまして、小学校において幼稚園幼児指導要録に準じて取り扱っていただくよう、あわせて依頼の通知が出ているということもお伝えしたいと思います。

続きまして、4ページをめくっていただきまして、平成20年3月に様式の参考例としてお示しした保育所児童保育要録を記載しております。こちらの記載事項につきまして、主に2点、赤枠で囲ってあるほうが入所に関する記載としてお示ししているもの、青枠で囲ってあるところが保育に関する記載としてお示ししているところでございます。

主な記載内容といたしましては、入所に関する記載といたしましては、上の赤枠のところ、お子さんの氏名ですとか就学先、保育期間等につきましてお示ししているところがございます。また、一番下の欄には施設長、担当保育士名について、主に入所に関する記載をしていただく形でお示ししております。

また、保育に関する記載として、青い囲みでお示ししているところでございますが、上から順に、子どもの育ちにかかわる事項といたしまして、保育所生活全体を通じて子どもの育ってきた過程を総合的に記すという形でお示ししております。次の段のところでは、養護（生命の保持及び情緒の安定）にかかわる事項といたしまして記載する事項、右側につきましては、特に子どもの健康状態について留意する必要がある場合の記載の欄としてお示ししております。

その下の欄、左側に保育の内容、5領域をお示ししておりますが、教育（発達援助）にかかわる事項として、子どもの保育を振り返り、保育士の発達援助の視点等を踏まえた上で、主に最終年度における子どもの心情・意欲・態度等について記載と、現行でお示ししているところがございます。

その下に※で小さな字でお示ししております留意事項といたしまして、記載のポイントにつきまして、お示ししているところがございます。

5ページをめくっていただきますと、通知の中で要録とともに小学校との連携の取り組みについての記載事項があることを御説明しましたが、この間、具体的にどのような取り組みが全国の中で行われてきたかという事例を2つ挙げさせていただいております。事例1、足立区の取り組みといたしましては、こうした共同の研修や相互の交流、また、ブロック会議の推進等。長崎県佐世保市におかれましても、教職員、保育者等の合同研修や連絡協議会を平成22年度に設置、こうした取り組みが全国で行われている次第でございます。

めくっていただきまして、「2. 保育所児童保育要録の見直し等に向けて」ということで、こうした現状を受けてされてきた議論について御説明申し上げます。

7ページ、上の段で、今回の改定保育所保育指針を審議していただきました保育専門委員会の議論の取りまとめが昨年12月に出されましたが、その中で、児童要録等におきまして、一人一人のよさや学びの状況等を捉えて行うべきものであることに留意が必要であること。また、こうした指導要録につきまして、小学校での活用がさらに進むよう工夫をしていくことも必要ということで、整合性についての観点も議論していただきました。

こうした議論を受けまして、平成29年3月に告示いたしました改定保育所保育指針では、「第1章 総則」において、「幼児教育を行う施設として共有すべき事項」を記載するとともに、「第2章 保育の内容」において、「小学校との連携」を記載いたしました。こちらにつきましては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を小学校教師と共有するなど連携を図ることについて、また、20年同様に子どもの育ちを支えるための資料の送付について記載されております。

8ページでは、改定された指針において、今、お示したところが全体のどこで記されているかをお示ししているのので、参考にごらんください。

9ページは「保育所児童保育要録等に係る「主な課題」について」としてお示ししているところがございます。こちらにつきましては、約10年間の取り組みの中でさまざまな現場においてどのような課題が持ち上がってきているかということにつきまして、下の※でお示ししておりますような各団体等に行われました調査結果などから抽出した内容でございます。

主な事項として「1. 保育所児童保育要録に関すること」といたしましては、（1）記載内容等について、子どもの育ちを捉える視点について、小学校と保育所の間での違い。また、保育士によっての子どもの育ちの捉え方についての個人差に関して。また、保育所の中でそうした観点をどのように統一を図っていくかということについて、課題として取

り上げられている旨が多く出されていることをお示ししております。

(2) 小学校における活用では、保育所と幼稚園で様式が異なるため、受け取った小学校としての活用のしづらさなどといった声も上げられております。

ほかの点といたしまして、事務負担の件、送付時期の件等、さまざま課題として捉えられている点があることをお伝えしたいと思います。

「2. 保育所と小学校との連携に関すること」としては、自治体も含めた共通認識をつくる必要等について、調査から述べられております。

10ページをごらんください。こうした経過と現行の課題をもちまして、(4) 保育所児童保育要録の見直し等に係る「主な検討事項」について、案をお示ししております。

「1. 保育所児童保育要録の改善等」といたしまして、1つ目の○で、保育所保育や保育所と小学校の連携における保育所児童保育要録の位置づけや意義の明確化について。

2つ目の○といたしまして、現行の保育所児童保育要録の実情及び課題を踏まえた、記載事項及び様式の変更について。こちらの中身につきましては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示されたことを踏まえ、どのように反映するか。また、要録における子どもの育ちの評価、記録の基本的な考え方や留意事項の示し方につきまして。また、幼保連携型認定こども園園児指導要録、幼稚園幼児指導要録との一層の整合を確保するため、どのような整理が考えられるか。

また、こうした要録の普及・活用に対しての方策等についての御検討を、検討事項の案としてお示ししております。

「2. 保育所と小学校との連携に関する取組の推進」について、さまざま御議論いただければという形でお示ししているところでございます。

事務局より、説明は以上でございます。

○汐見座長 ありがとうございます。

今、御説明いただいた資料2を踏まえて、次に、中山構成員から、自治体における取り組みについて御説明を受けたいと思っています。資料3をあけていただきたいのですが、高知県の取り組みについて、中山構成員からお願いします。よろしくをお願いします。

○中山構成員 それでは、高知県の年長児の育ちを小学校に引き継ぐ取り組みにつきまして、説明をさせていただきます。

資料の1ページ目にあります順で、説明をさせていただきますと思います。

めくって2ページ目をごらんください。まず、小学校との引き継ぎの会ですけれども、多くの園と小学校で顔を合わせて年長児や園の情報を引き継ぐということが行われております。実施時期は2月、時間は1時間程度が一番多かった結果になっております。

また、参加者につきましては、保育所・幼稚園等就学前の先生方につきましては、5歳児の担任の先生を中心に、園長先生等の管理職が一緒に行っているケースが多かったです。それに対しまして、小学校は1年生の担任を中心にしながらも、管理職の先生方や養護教諭といった複数の教員が聞き取りを行っているということがわかりました。

ここに至るまでには、新年度、切りかわった際に、せっかく引き継いだものが小学校のほうで途切れてしまうという事案もありまして、就学前の先生方が小学校側に対して引き継いだことが途切れないように、しっかりと参加をしていただきたいという要請もあって、だんだんこういう形になってきたと聞いております。

次の資料をごらんください。3ページ目は引き継ぐ内容ですけれども、要録の記載内容を補足するような形で一人一人の育ちや気になる幼児の育ちというところが中心を占めておりますけれども、要録にはなかなか記載のできない園やクラスで大事にしていることといったことも、引き継ぎの中に加えられてきております。

また、特別支援を必要とするお子さんにつきましては、個別の指導計画の中に生活面、社会性、健康面などといった視点があるわけですけれども、そういった視点を少し整理し直した形で就学时引き継ぎシートというものを活用していただいて引き継ぐとともに、親子で入学式前に施設見学を行うといった取り組みも進んできております。

次の資料は、長期の指導計画の作成の仕方を調査した結果になります。要録は5歳の担任の先生が書くことになりますけれども、子どもの育ちを入所から卒所までつないでいくということがとても大事かと思っております。そうした中では、年間や月間といった長期の指導計画を園としてしっかりと整備して、豊かな育ちを促していくというようなことも大事になってきております。そうした意味で、本県も長期の指導計画の位置づけということをお願いしているところです。結果では、bやeを選んでいただきたかったのですが、高知県ではまだまだ担任の先生方に委ねられた部分が多いのかなと、結果から見えてきたところでございます。

5ページ目は、指導計画等をもとにしながら実践を振り返るところを問うた結果になります。実践を振り返って子ども理解を深めるということが、実践にもつながりますし、また、子どもの見方を深めていく中で要録への記載内容の充実というところにもつながっていくかと思っておりますけれども、振り返り方というところにおきましては、月間や週・日案といった長期・短期の指導計画の反省・評価欄を充実していくというような取り組みが中心に行われていることがわかりました。

次の資料では、お一人の先生が保育を振り返る視点というのは非常に偏った視点、狭い視点になりやすいわけですけれども、そうした視点に陥ることがないように、子ども理解を多面的に深めていくという観点から、同僚の先生方の力をかりるということを推奨しております。そういった中で問うた結果では、指導計画の中に園長先生方を中心とする管理職によるコメントが導入されていたり、また、保育を見て協議を行うといった取り組みが充実してきていることも見えてまいりました。こうした取り組みが継続に行われていくということが、要録への記載も豊かになるのではないかと考えているところです。

実際に小学校側で要録を受け取った方に聞き取りを行いましたところ、保育所側から送られてきました要録を見て、就学前の先生方が子どもを見ていく視点というものが非常に参考になったというような意見もありました。また、入学した後に子どもの顔と名前が一

致した段階で要録を見直すことによって、その子どもへの理解が深まり、後の指導に生かすことができたといった意見もございました。また、読む中で記載内容の理解をなお一層深めるためにということで、電話をして聞き取りをしたというような事例もありました。

一方、できた、できないといったような記録に終始しているところもあって、例えば給食を20分程度とかいうような時間内で全部食べられるか否かといったような記載も見えたりして、もうちょっと違う視点で聞きたかったなというところで、残念だったというような思いをされた先生もいました。また、園や5歳児の担任の先生方によって記載内容に少しばらつきがあって、一様に読むことができないといったようなお声もありました。

しかしながら、小学校側の活用の仕方というところにも課題が見えてまいりまして、管理職や同僚の先生方が要録を見ることというような促しがあった場合は非常に見る率が高まりますけれども、声かけがなかった場合には見ないで終わっている先生もいたのではないかといたお声もちらちら聞かれました。

また、保育所側におきましては、小学校と記載内容につきまして協議を行ったようなところもありまして、記載内容の充実を図ってきたという取り組みも聞いております。

続きまして、7ページ目ですけれども、こうした指導計画等の取り組みを通しまして、園が効果をどのように感じているかという調査結果におきましては、3つの観点からおおむね効果を感じてくださっていることがわかりました。組織的にこうした取り組みが広がっていくように願っているところになります。

最後ですけれども、次の8ページ目におきましては、一人一人の育ちをつないでいくのが要録でありますけれども、園全体の取り組みを小学校につないでいく視点で、本年度、新たに保幼小接続期実践プランというものを本県がつくらせていただきました。まだ印刷は仕上がっていない段階なのですけれども、その中で、このたびの改定の中で示されました10の姿、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をキーワードに、どのように育ちをつないでいくのか、見方を深めていただくのかというところで、補助シートになりますけれども、10の姿共有シートといったものも活用していただいて、協議の場を持っていただけたらということで冊子化を進めているところです。

最後の9ページ目に参考で、その共有シートを載せてありますので、またごらんください。説明会で実際に就学前の先生方と小学校と一緒にこのシートを使って協議をした中では、就学前の先生方がどのように子どもを捉えておいでなのかというところが非常に参考になったというようなお声も聞いておりまして、こうしたツールが非常に有効だったと感じております。

以上、高知県の取り組みの説明になります。ありがとうございました。

○汐見座長 ありがとうございました。

御質問等については、また後でまとめて伺いたいと思います。

続きまして、村松構成員から、保育士会の実態調査等について御報告をお願いいたします。



○村松構成員 村松です。よろしく申し上げます。

皆様のお手元には、資料4として「保育所児童保育要録の状況について」ということでお渡ししてあります。全国保育士会には制度・保育内容研究部というのがありまして、ここでさまざまな保育の実践において必要な、例えば個別計画だとか、権利擁護の問題だとか、虐待のこと、貧困のことなどを取り上げながら調査をしたり、成果物をつくったりという機能を果たしています。その中で、ちょうどこのお話をいただく前に、要録の活用についてという聞き取りの調査が行われたところです。

その前に、この平成20年から書くようになりました要録のことですが、全国保育士会としてもこれを非常に大切なものと受けとめてきています。これまでさまざまな形で保育士会としても、どのように啓発活動をしていこうかというところでの取り組みはなされてまいりました。振り返りますと、平成20年、21年、22年、23年、24年というふうに、「保育士会だより」というものを使って会員に周知したり、書いてみてどうだったのかという実践の事例などもかなり集めてきているところです。その中で、全ての子どもにとって保育所での積み重ねてきた多くの経験が小学校での生活においても十分に生かされ、一人一人が生き生きと自己を発揮しながら育ていけるようにするというのが、この要録の意義であるということは会員各位に啓発をしているところです。

その中で、やはり課題がたくさん出てまいります。先ほどの資料の中にも全国保育士会の調査のことが載っておりますけれども、そのときの調査の内容と今回の聞き取った内容とは、余り大きな差はないです。その中で感じるのは、最終年度の姿を記入するものにはあるのですけれども、保育所にとっては、入所してからの経験を踏まえた上でのさまざまな成長の姿、どう育ってきたのかという経過とか背景が大きくかかわってこそその今であるというところの意識をととても大事にしているということがうかがわれます。

養護の視点から働きかけて育ってきた姿を伝えたいという、学校教育においてもこの視点は不可欠だと思っております、養護と教育が一体的に展開されてきたという意図をこの要録でどのように伝えていくかということがとても大事なことだと考えています。

この要録を通して、保育所保育が小学校に連続していくという視点が定着したのは事実で、結果、さまざまな全国の取り組みが、イベントではない取り組みがなされたということも大きな成果だと思いますが、さらに要録を介しての連携に関しては、もう少し期待したかったというのも声としては上がっています。

お手元の資料をちょっと見ていただきたいと思います、このときは課題に感じていることなどを中心に聞き取ったものですから、このような記載になっております。おおむね私が今、申し上げたことがここに含まれているかと思いますが、「1. 課題に感じている点」「要録の内容および取扱いについて」では、最終年度の子どもの育ちや生活について、その姿をどう見るか、評価をどのように捉えるか難しい場合もある。これまでの育ちがあるということなどをどのように記載していくかということと同意義だと思います。

それから、配慮を必要とする子どもたち、障害児については、保護者の了解を得た上で

個別に追加で必要な情報提供をしてまいりました。しなければなかなか連続ができませんので、別の形での配慮をしてきたということもあります。

書き手としても、養護と教育について、要録上の項目が分かれてしまっている。これは厚労省のほうで示されました様式の参考例ですね。これを使っているところはかなり多くて、それでこのような記載になるかと思えます。そこで違和感を覚えているところは、組織において、それから市町において、様式を考えて別のものを書いているところもありますけれども、おおむねこの様式を使っているところでは、この書きぐあいにおいてのふぐあいまいたいところも感じているという声がありました。

それから、子どものよさや特徴を明確に示すための視点においてというふうに、先ほどもありました、できた、できないとかという視点でどうしても共有の認識の温度差みたいなものもあるのかなと思えます。私たちとしては、できた、できないはともかく、比べればできた、できないになるかもしれませんが、この子がここまで育ったということがとても大事な視点なので、その共有のところが難しいかなということです。

「保育所・職員の負担について」ですが、必要性は重々感じております。作成に時間を要するということがやはりありまして、私たちの業務は非常に多岐にわたっておりまして、一日の拘束時間も長いです。その中でどのように時間をつくって書いていくか。市町村によっては書きかえを防ぐために自筆で記入しているところもあるということだそうです。大方がパソコンでの記入になっているかと思いますが、情報の漏れを防ぐための手だてだというふうにも聞いております。

そして、施設内でみんなで書いていくことが大事なのですが、やはり最終的には5歳児の担任の負担になってしまいます。卒園を控えてさまざまなやらなければならないことが山盛りになっている状況の中で、この要録の記載、非常に神経を使って書いていくという作業が加わりますので、負担が特に大きいということにもなります。

次に「要録の引継ぎについて」は、これまでもる出でまいりましたけれども、小学校側が本当に目を通しているのかという声があったり、どうやって活用されているのかが見えない、その手応えが見えてこないという声も毎年のように、この調査をするたびに出てきています。

1つの事例として、自分の園より遠くの学校、例えば県外に出ていたりする子もありますけれども、そういう子どもたち、それから複数就学先がある場合について、どのように引き継ぎをしていったらいいのか。意外に自分の保育園が置かれている学区との連携は密であっても、その周りの市内の学区との連携については若干希薄になってしまうという実態もあります。

次のページをめくっていただいて「その他」としては、小学校側といわゆる教育・保育に対する考え方や捉え方が異なるというよりも、理解の働きかけみたいなことがまだ十分に行われていなかったということで、非常に保育園側の一方的な物の言い方で申しわけないのでけれども、学校側の子どもの育ちに対する共通の理解に関しては、まだまだ時間

を要するのではないかという声も上がってきております。

とはいえ、うまいこと円滑に運用されているところもありまして、そこに挙げておきましたのが、熊本県合志市の取り組みになっております。ここは早い時期から、2010年のころから、要録の取り組みが始まったときから、教育委員会と連携をとって要録の書き方に関する研修会を実施してきているということ。それから、事細かな連携を図るために学校の先生方に対して要録を提出するときにアンケートを添付してお渡しし、それに答えていただくということが続けていらっしゃるようです。そのアンケートの結果を得て、学校と保育所との合同意見交換会を持って、入学後の子どもたちの具体的な姿の意見交換を行っているという聞いております。

ほかにも「その他多く挙げられた取り組み」としては、さまざまな形で小学校との連携をとっておりますけれども、要録だけでは伝達がしにくいところは、先ほどの高知県のお話もありましたが、最終的にはお互いが子どもの情報交換の場を使って、かなり事細かな家庭のありようとか、どういうふうに育ってきたかということも含めての情報交換が行われておりまして、そのところに要録がまだ存在をしない状況の中で行われるということが、そこは少し課題なのかなと思いました。

個人的な意見になって申しわけないのですが、やはり要録を介しての情報交換の形ができることが要録の活用につながっていくのではないかということ、今回のこの調査の中で感じ取ったところでもあります。

以上です。

○汐見座長 どうもありがとうございました。

今、具体的な事例、それからさまざまなアンケート結果について御説明いただきました。それらを踏まえた議論を行いたいのですが、その前に資料2で見直し等についての御説明をいただきましたが、その10ページを改めて見ていただけますか。ここでどういうことを検討しなければいけないかということでもまとめてくださっています。これを確認して始めたいのですが、主な検討事項（案）として1番、2番があります。1番が「保育所児童保育要録の改善等」ということで、保育所保育や保育所と小学校の連携における保育所児童保育要録の位置づけや意義をもう少しはっきりさせようということです。2つ目は、現行の保育所児童保育要録の実情及び課題を踏まえた、記載事項及び様式の変更を議論していただきたいということです。その中に、今回の改定で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示された。それを踏まえ、この姿をどう要録に反映することが考えられるのかということを検討していただきたい、ということがあります。

それから、保育所児童保育要録における子どもの育ちの評価、記録の基本的な考え方や留意事項をどう示すか。既に今、例えば養護と教育を分けて書いているところは書きづらい等の意見がございましたが、そのあたりをもう一回検討して、新たに提案するというところであります。

3つ目が、幼保連携型認定こども園園児指導要録、幼稚園幼児指導要録と一層の整合性

を確保する。現在はその3つの幼児教育施設から来る形式がかなり異なっているわけで、小学校の先生はその辺で戸惑いもあると思うのです。今回はその3つの組織からの要録の形式もなるべく整合性を図ることが課題になっているということで、それはどこまで可能かということを検討するという事です。

それから、この要録をどのように活用していただくのかということが既に出ていましたが、その方策についても検討をしていただきたいと。

2番目に、それと関連する小学校教師との意見交換等、円滑な接続に向けてどういう取り組みがこれから必要になってくるか。それについてもあわせて議論いただきたいとあります。これらが私たちが集中して議論しなければいけないテーマですので、このことを念頭に置いて、これから議論をしていきたいと思います。

ここで大きく2つございますので、最初に「1. 保育所児童保育要録の改善等」についてのほうから議論したいと思います。既に幾つか細かな課題が挙げられていますが、このテーマに沿って集中して御意見をいただきたいと思います。それが終わった後に「2. 保育所と小学校との連携に関する取組の促進」に移りたいと思います。関連していると思いますが、一応分けて議論します。

それでは、最初の「1. 保育所児童保育要録の改善等」について、今、御報告いただいた事例等を踏まえた上で御発言をお願いします。時間もありますし、小さな会ですので、どんどん御遠慮なく御発言いただきたいと思います。

では、大方構成員、お願いします。

○大方構成員 大方でございます。

このたびの保育所保育指針の改定によって、総則の中で「幼児教育を行う施設として共有すべき事項」ということが入りましたので、前回の2008年改定のときには福祉施設から学校教育の場へ送るということで、非常に現場の先生方の混乱等、書きぶりにも、園内に置いておく児童票に書くべきことを要録に書いてしまったり、若干誤差があったと思うのですが、今回はこのことが共有すべきことになりましたので、その点を踏まえた書き方というか、意義ということに論点を当てたほうがいいのかと思っています。

その中で、特に子ども理解といったときに、幼児教育を行う施設としての子ども理解として、遊びを通して、環境を通してと言われていた5領域のこと、養護と教育の一体化ということがあるわけですが、子どもたちがどんな遊びに興味を持っていて、何をもしろいと思っているかとか、どういうことに興味を持っていたかとか、そのことをどう克服していったかとか、どんな葛藤があったかとか、そういうことがいきなり卒園前の終わりのときではなく、3歳、4歳、5歳、もっと言えばゼロ歳から継続的に日々観察してきた結果として、最後、この子にはこういったいいところがあるのだよということの子ども理解としての報告というか、小学校への申し送りになるような書きぶりになっていけば、先生方の日常生活における子どもの観察の論点もはっきりしてきますし、それが日ごろの指導計画にも反映され、いきなり最後に書類づくりとして書くということではなく、そうい

うことが幼児教育の質の向上にもなっていくのではないかと思います。

さらに言えば、小学校の先生方も幼児教育をやっている保育の場にあるのだということ、その書類を通して、1日、2日ではうまくいかないのかもしれませんが、この書類づくりによって、より幼児教育に対する理解につながっていくような今回の改善につながっていけば、今回の改定そのものが活かされるのではないかと考えていますので、最後の書類づくりにならないようにしていただけたらよろしいのかなと思っています。

○汐見座長 ありがとうございます。

参考のために、参考資料がお手元に置かれていると思いますが、この参考資料の最初のところが現行の保育所児童保育要録として厚労省が示している参考例です。そこが一番上が生年月日等で、2つ目が育ちにかかわる全般的な事項、その次が養護の欄と教育の欄に分かれて書かれているわけですね。養護の生命の保持及び情緒の安定にかかわる事項と、関連して子どもの健康状態等というのがあります。

それに対して、その後の幼稚園のほうは2枚に分けて書かれるようになっていまして、学籍に関する記録と指導に関する記録に分けてあるのですね。指導に関する記録の中では指導の重点という項目がございまして、その次、指導上参考となる事項があつて、5領域の各狙いが書かれているといます。このあたりについて、こういうことを重点的に指導してきましたという、どちらかという指導に関する記録になっていますね。

認定こども園のほうはさらにその後にあります、これはもう少し複雑になっています。つまり、指針と今の幼稚園と両方取り入れたような形になっていますので、ずっと後ろ、何ページか後に、指導等に関する記録の中に養護というところがありまして、それから健康状態があつて、それから6領域の指導の重点、指導上参考になる事項というふうに分けて書かれています。認定こども園関係者から大変ややこしいという声がよく聞かれるのですが、これはそういうのを合体させたためにこうなっているということです。

保育所だけが特に教育、指導にかかわる事項だけではなくて、養護にかかわる事項というところを項目として設けてあつて、そのメリットもあると思うのですが、逆に分けたことで書きにくいという意見もあつたりして、そのあたりを念頭に置きながら、このように改善したらどうかとうことを御意見いただきたい。

それから、先ほどから何度も出ていますが、10の姿をどのように扱うのかということですね。これについて、ぜひ御意見いただきたいと思います。

それでは、お願いします。

村松構成員、お願いします。

○村松構成員 今、大方先生のお話を伺っていて、やはり毎年毎年入所してからの1年間の育ちは、毎月の育ちは経過記録として児童票に記載をしていくわけですがけれども、それを総括して1年間どう育ったかということに関しては、実際問題、総括をしていないのですね。それでまた次の年度が始まっているということで、本来はそこで一回総括したものを次の担任に引き継ぐという作業があるべきだと思うのですが、なかなかそこまではいっ

ていないのではないかと思います。その意味で、要録をそういう形でも活用できることにすれば、園内における保育の連続性はそこで確保されるのかなと思います。

同時に、現在、養護と教育のところで分かれて書かれているのですが、ゼロ歳児ならゼロ歳児の、2歳児なら2歳児の、そのときそのときでその子の養護の視点ということが若干変化をしてみりますので、こういう視点を大事にして、このような5領域の働きかけをしてきました、それによって今こうやって育っていますという視点は年齢に応じて変わってくることは明らかにあると思うので、やはり最終年度の記録だけではない、保育経過の記録としての要録もあることで、この子が育ってきた道筋と今後の道筋とは絶対にリンクすると思われまますので、そのような書き方もあっていいのかなと思います。

以上です。

○汐見座長 要録が要録としての単なる作文ではなくて、実際の保育の延長で活用されるようなものという、これは大変大事なことなので、具体的に案があったらまた言ってください。

では、阿部構成員、お願いします。

○阿部座長代理 負担だということはやはり大変だと思うのです。高知の先生の発表を聞いていて、指導の反省のところとかを生かしていく。やはり日ごろの保育の成果、子どもの育ちの記録ですから、そういうものを生かしながらやっていくと、負担というのが減るかなとちょっと思ったのです。ですから、記録をかなりたくさん、いろいろな種類がありますね。あれを一体化するというか、育ちの記録は一本にしてしまうみたいな形にできていけば、日々の保育そのものが要録につながっていくという形ができるのではないかと今、思ったのです。

つまり、子どもの姿を見て計画を立てて、実践して、振り返って記録しますね。そのときに子どもの育ちの記録もそこに書かれるわけですから、それをためていくという感じのですね。それだけでも要録になるので、そこからピックアップして、大切な部分だけ書き出して伝えていく。それで10の姿をどうするかというのをまた考えないといけないのですけれども、それはやはり計画だったり振り返りの中にあるわけですから、分けないで整理したほうがいいのかないかなという感じがするのです。

○汐見座長 ちょっと確認ですが、何と何を分けなくてということですか。

○阿部座長代理 日常の保育日誌との延長にある保育の経過記録と。先ほどから言っていることですね。

○汐見座長 毎日やった記録とそこでの育ちの記録は、本来はちょっとでも書いていくべきですね。○阿部座長代理 書いているといいですね。保育日誌だとか、さまざま書いているので、書き物がたくさんあり過ぎるのではないかと思います。そこのところを工夫して一体的にできないかなとちょっと思ったのですけれども、難しそうですか。

○汐見座長 では、お願いします。

○村松構成員 村松です。

今、お話を伺っていて、児童票という形で毎月、子どもの成長の記録を書いているわけですが、この要録の形ができたならば、それをそのまま使うという手もあるのかなと思います。

○汐見座長 児童票を兼ねてですね。

○村松構成員 そうです。最終的に、例えばゼロ歳児の3月の姿がその1年間の姿にも集約されるのであれば、それを切り取って記録しておく。それを蓄積したもので要録として送り出すということをするれば。

○阿部座長代理 6年間書くことになる。

○村松構成員 そうですね。3歳以上だけでもいいとは思いますが、ゼロ歳のときからが必要なのか。ゼロ、1、2歳児は一括してもいいかもしれません。いわゆる子どもの育ちにかかわる事項でいいのかもしれないですが、3歳以降はそのような形をとれば、5歳児の担任の負担ではなくなりますね。そのときそのときの担任のやるべき仕事がそこにあるという考え方になれば、年長の担任になって不公平感を覚えますという声はなくなるのかもしれないです。済みません。生の声になりますが。

○汐見座長 児童票という形で、この児童票の形式も自治体ごとにまたそれぞれ違うので一律にはなかなか言えないのですが、毎月の育ちについて、体重とかそんなことも含めて全部記録されていますね。阿部構成員がおっしゃったようにいろいろな記録をとっていることが大変労を多くしているということで、要録につながるような形で、かつ非常に実践的な意味のある記録をなるべく一本にしていくような方法はないかという御意見ですね。

○阿部座長代理 多分、次の計画を立てるとするのは保育の記録をもとにしてということですね。だから、日々の保育がそのものなので、合理的なのではないかな。

○汐見座長 そういうことが可能かどうかも含めて、御自由に御意見を。

大方委員、お願いします。

○大方構成員 小学校にこれを送る接続の部分がとても大事だと思うので、そのために今回、この10の姿という「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」、あくまで姿で到達目標ではないわけですが、その姿に対して、今、子どもたちをもう一度最後に見直したときに、こういう遊びを通した力が育っているのだということ。だから、ただ単に砂遊びが好きですか、ままごとをやっていたという活動の表面的なことではなくて、それを通して幼児教育として一体何を子どもたちに育ててきたのかということが記載され、そのことで小学校の先生も、保育というのは単に遊んでいるのではなく、その中でこんなふうにいろいろなことを育てているのだという理解につながるようなものにしていかなかったら、せっかくの今回の改定が生かされていかないと思うのです。

だから、書式の中でも5領域だけではなく、どちらか、こちらの右のラインでもいいのですが、終わりの姿というのがあって、入り口は5領域なのだけれども、最終的に終わりの姿ということにつながっていて、ここに子どもの記録というか、記載されている

ということが形式的にも見えるほうがいいかなと思うのです。

養護と教育というのは一体化と言われていて、当然、日々の生活で一体化されていると思うのですが、前の2008年のときにもかなり質問が多かったのが、先ほど村松構成員もおっしゃっていましたが、育ちで書くことと養護で書くこと、それから健康領域に書くことと子どもの健康状態といったら、入学前健診もちゃんとあるのにこれをどうしてすみ分けていいのですかという質問がとても多かったので、そこら辺も、この狭い空間の中に必要最低限書くことは何かということ整理しておかないと、結果的にぼわんとしてしまって、せっかくの労力ももったいないかなという気がします。

○汐見座長 どうぞどうぞ。阿部構成員。

○阿部座長代理 いろいろな視点から話しているので話がごちゃごちゃになるのですけれども、今は形をどうするかというのと、何を書くかという話で、何を書くかのところはまた話し合っ、今のような形になっていくのだと思うのです。ですから、この資料のままの形でいくわけでもなく、この形も少し考えるということですね。

○汐見座長 はい、そうです。

○阿部座長代理 私も、養護と教育というのですか。養護的側面と教育的側面を分けて書くというのは、なかなか書きにくいと思うのです。なので、そこは何とかしたほうがいいのかなどは思うのですが、ちょっと合理化を図るために、日ごろのものを生かしながらやっていくとしたら、その日ごろの振り返りを、今、大方先生がおっしゃったような書きぶりにしていくということをしないと難しいですね。そうすると、保育の質そのものにもかかわってきますね。毎日というか、要録のためだけではなく、日々の保育の質の向上にもかかわってくるので、できるのであればそのような形のほうがいいかなと思います。

○汐見座長 幼稚園のほうを見ますと、子どもの健康状態等については特に書く欄がないのですね。領域に健康というのがあるわけですね。そこで書くことと、ここの健康状態で書くことと、それから養護の中に生命の保持と情緒の安定というのがあるって、そこである程度の子どもの、生命のほうは特にそういうことになりますね。つまり3つ、心身の健康について書く欄があって、それをどう書き分けるのかということが実は現場ではむしろかしい。幼稚園関係者には、健康のことは健康という領域がわざわざあるのだから、そこに書けばいいじゃないのという人もいますね。

養護というのは指針では生命の保持と情緒の安定のための保育士等による働きかけとされていますね。生命の保持というのはよくわかるのですが、情緒の安定のための働きかけということで、指針に具体的に書いてあることは、子どもの気持ちをしっかり受けとめる、共感する、あるいは主体性を大事にする、等々の大事さということですよ。瞬間瞬間の保育の場でこういう姿勢が保育する側になれば教育にはなりませんよということが書いてあるわけです。それを要録に書けと言われてたら、ふだんからこうした配慮を大事にしてきましたと具体的に書くことが求められていることになります。それを教育と別の欄に書くとしたらやはり難しいだろうなと思います。親が離婚騒動で大変だったから常に



だっこしてやってきたとか、そういうケースがあればまだ書けますが、普通の保育場面で子どもの気持ちをしっかり受けとめて云々というのは保育の一般姿勢ですね。そのところを取り立てて書くとなると、そういうことを大事にしてきましたと書くしかないかなと思います。

だから、養護は教育の中にあわせて記録しておくことはあってもいいと思うのですが、小学校に上がるときに情緒の安定のために特別に配慮してきたというようなことがあれば書くことにしておく、ということでもいいのではないかと私も思います。

はい、阿部構成員。子ども子ども

○阿部座長代理 例えば村松先生のところはこれを使っていらっしゃるのですか。

○村松構成員 そうです。

○阿部座長代理 どういうことを書かれているのですか。

○村松構成員 最終的に5歳児の3月の姿です。

○阿部座長代理 養護のところですが。

○村松構成員 養護のところは、私も時々担任が書くのを読みながら、それから直しながら思っているのは、どうしても健康状態のこととか、その健康状態のことは書いてあるのですが、それと同時に、例えば家庭環境がこうなったのでこのような働きかけをしてきたというようなことが多くなって、特に養護にどうやってかかわってきた、ああやってかかわってきたということは、余りこれまでは記してこなかったですね。

今、お話を伺っていて、やはり大事なものは、この要録を小学校の教育にも使っていただきたいと思うには、一人一人の子どもの特性があって、例えば自分の気持ちを表出するのが苦手だよという子と、得意だよという子と、その子どもたちにかかわる働きかけは違ってきます。苦手な子に対しては、このような受けとめ方をして、このように働きかけをしてきたら、こういうふうに育ちましたと言えるだろうし、とても得意な子に関しては、そういうことが得意だから、そのところをこうやって伸ばしてやってきましたということが書けると思うのです。

なので、養護と教育を一体的に記載するほうが、保育の現場としてはしっくりくるという感じはします。何を書いたらいいのというような声が出ること自体が、やはりそこをいつも一体的に行っている中で書き分けられにくいところがあるのかなと、今、お話を伺っていて思いました。

○汐見座長 この子に6年間ずっとかかわって育ててきて、この子のいいところはここなのですよ、ここのはすごく伸びてきたので、それをぜひ小学校で引き取ってやっていただきたい、これは多分一番上の欄に書くことですね。この子のいいところだとか、わんぱくだけれども、すごく集中力がある子なのだとか、そういうところは最初のところでしっかり書いていく。特に最後の一年間はこういう形で頑張ってきた、こういう形で指導してきたからこういう成果があったとかいうことを下の欄に6領域等に照らして書くとは思いますが、多分、小学校が一番知りたいのは、一番初めのこの子のいいところはどこ

なのかと。そこをぜひ知ってほしいということは情熱を持って書いてほしいわけですね。

それは多分、小学校の先生にも役に立つと思うのです。それはそうと、今議論していますのは、養護と教育を分けて書くと、養護のところがすごく書きにくくなってしまいうことですね。幼稚園はそれを書いていないということがありますので、整合性という点からもそこは整理したほうがいいのかもしいかな。そういう論点ですね。

はい、お願いします。

○阿部座長代理 子どものよさを書いていくときに、すごく変な心配なのですけれども、レッテルにならないような、発達の過程でこういう育ちの中にあるみたいな表現で書いたほうがいいのかなど。書かれたことをそのまま思い込まれてもちょっとどうかなと思うところがあるので、子どもの姿をあらわすときに、例えば、こういう育ちの中のここの位置に今いますよみたいな表現のほうがいいのかなどと思いました。

○汐見座長 子どもの人格を到達目標的に書かないことですね。プロセスを書くということですね。

○阿部座長代理 はい。

○汐見座長 数学で言う微分係数を書くわけです。こういうふうになんて今なっているのですという変化を中心に書くということですね。

○阿部座長代理 そのほうがいいかなと思いました。

○汐見座長 中山構成員、お願いします。

○中山構成員 高知県の現状からいうと、やはり小学校の先生方は到達目標の中で子どもをどう育てるかという文化の中にあるので、10の姿の意味理解も今、丁寧に説明をしている段階なのです。とり方を間違わないように、育つ過程の中で見えてきた姿ですということととっていただくということをしているのですけれども、やはりどうしても、今言われたように、クラス編制のための引き継ぎになりやすい側面があったりとか、小学校側の聞きたい情報と就学前の伝えたい情報のずれ感をどうしっかりとすり合わせていくかの中に、要録が非常に就学前が子どもを肯定的に捉えていて、一人一人のよさからスタートしながら保育をつくり上げていき、発達を捉えていく。その目線そのものを非常に小学校の先生方には学んでいただきたい。それを受け取っていただきたいということになりますので、そういう意味では、ここまでできたとかいうことではなく、今言われたように、育つ過程の中にこんな姿が見えてきていて、とてもうれしいと思っているのですというような事柄で伝わっていくというのが本当になされていくといいのかなと思っています。

それともう一点、皆さんが言われていたように、養護と教育の一体ということで、高知県も現場の先生方は非常にそこを大事にやられています。いざ書く段階になって分かれるというのが、一体でやっっているながらも分かれていくということで、非常に書きぶりの難しさというのものもあるのだろうなということを思いました。

○汐見座長 小学校の先生方も、カリキュラムの考え方が幼児教育とかなり違いますから、どうしてもこの子は何ができるのかというよりは、何ができないのか、どこが弱いのかと

いうところに目を向けざるを得ないところがありますね。ところが、保育、幼児教育のほうは、できないかではなくて、その子のいいところはどこかとか、どこが伸びてきたのかという変化の中でのポジティブな部分に注目していくのが一番大事だと教えられてきているということで、その辺の子ども観とか発達観に微妙なずれがある。10の姿についても、こういう方向で子どもたちの姿を思い浮かべながら保育してほしいというけれども、一個一個の文言にこだわってしまって、これはできるのか、できないのかとなってしまうたら、似て非なるものになってしまうですね。

だから、その辺は今回、10の姿をどこかで書くとしたとしても、これはできるのか、できないのかということではないと説明していくことが実はとても大事で、その辺をどのように工夫していくかということがとても大事ですね。

今、大方先生のほうから、例えば5領域で書いたものの横のほうに今度は10の姿で書くような形があり得るのではないかということが出たのですが、10の姿をどう扱ったらいいか、もうちょっと御意見いただけませんか。

多分、10の姿というのが、もともとは次の時代を生きる子どもたちには特にこういう力ということを念頭に置きながらやらないと本当の意味の教育にならないという意味と、もう一つは、小学校との接続関係で、5領域だけではなかなかうまくつながらない。その中間のカテゴリーをつくるということをつくった面がありますね。

大方さん、もう少しアイデアはないですか。

○大方構成員 大事なことは、やはり幼児教育としてということは、入ってきたときにはいろいろな要素があって、子ども理解として入園前のいろいろな要素が福祉施設ですから特にあるわけですね。でも、そのことを受けとめて卒園、小学校に送るまでに一体どういう指導をして、それは別にやらせ保育、指導ではなくて、幼児教育ですから当然指導は入るわけであって、それは環境を通して、指導を通して、子どもたちがどんな力をつけていったかということが大事で、活動ということを見える形にしていかないと、遊び、活動が見えないと、それがその子にとっての指導の重点項目かどうかということを書くかどうかは別として、書いたほうがわかりやすいかなという感じもするのですけれども、そのほうが小学校の先生が読んだときにも、この子は虫がすごく好きで、虫のことをいろいろ図鑑で調べたりしながら分類したりするようになってきましたとか、最終の6歳の姿ですね。だから、何も3歳のときにそうであったということを書くわけではなく、ふだんの遊びや活動を通して、そういうことにすごく興味を持っていたとか、積み木とか構成遊びをしながら、こういう組み合わせや形に興味を持っていたとか、いろいろな対話を通して、時々葛藤しながら乗り越えて、自分の思いを表現するようになっていったとか。そういう何か見える具体的な活動があるほうがわかりやすいし、先生も書きやすいのではないかと思います。

抽象的に書きましようと言われたら、多分、現場の先生はわかりにくくて、2008年のときもそうだったのですけれども、書くことが多過ぎます、どの場面を書けばいいかわかり

ません、時系列に全部書くという、だらだらとなっていく可能性があるので、ある程度この子にとって一番この活動が、それは先生がおっしゃっているような興味や関心、おもしろさということにつながってもいいと思うのですけれども、もし1つ選ぶとしたら何かと。そのことを通して、何も10ではなくても6でも4でも3でもいいと思いますし、ごっこ遊びの中で10に全部つながっているような子も中にはいてもいいのではないかと思うのです。10といったら1対1対応で全部書かなければいけないというふうに思うと話がややこしくなるような気がします。

○汐見座長 今最後におっしゃったことは、たとえば5領域と10の姿、全部言ったら15というふうにする必要もないのではないか。つまり、例えば10の姿で健康な心と体といったら、これは健康という領域とかなり重なりますね。実はかなり重なっているというか、もともと5領域からとってきた面が大きいからですけれども、そのようにうまく整理すると、小学校には少なくともこのところを伝えたいというものを整理したら7つになるとかということで、これは5領域と10の姿をミックスしたものですというような、そういうものをつくることも不可能ではない、ということになるのでしょうか。ただ、それを下手にすると、幼稚園、保育園、こども園で全然違うものになってしまうと、それもちょっと困るのですね。つまり、こちらには健康とあって、こちらには健康な心と体というのがある、どう区別するのかということが出てきますね。

はい、どうぞ。

○阿部座長代理 よくわからないので教えていただきたいことがあるのですけれども、今回の指針の見直しは、学校教育全体の中で見直されていますね。真ん中を通すのが育みたい資質・能力の3つの柱で通す。この柱でつなげていきましょうと、それでいいですね。小学校以上と小学校より下の教育の中身は違いますよ、教育のやり方が違いますよということで多分その5領域があって、小学校以上は教育のやり方が国語、算数、理科、教科というものでやる。だから、方法は異なるが、それぞれの時期で子どもはこの3つの柱の中のこういう育ちをしているということにつなげていくというのは、小学校のほうでも考えているわけですね。

なので、多分、幼児期の5領域でやっていますというのを形の上で残しておいて、その教育の中で育ってきた子どもの姿を10の姿で見ていくということ。だから、5領域と対応しているわけではなくて、5領域横断の中で10の姿が見えてくるということだとしたら、何も心と体とかいう言葉を使わなくても、先ほど先生がおっしゃったように、これがこういうところに育ってきていますと、そこがわかるような書き方でいけばいいのかなと、現在のものも心情・意欲・態度というのは形式の中に出てきていませんね。だけれども、この中身は心情・意欲・態度の育ちを書くのですよと書かれてあるので、10の姿をもとにしてそれをイメージして書きますというような書き方でいいのかなと。ここに育ちの姿を10入れてしまうとどうでしょうかね。そこを目指して保育してしまうみたいなのがしなくもないかなと、ちょっと老婆心ながら思ってしまったりするのですけれども、やはり教

育のあり方は小学校と違うので、そのこのところをここできちんとしておいて、育っていくものでつなげていくということでのいいのでしょうか。

○汐見座長 では、中山構成員お願いします。

○中山構成員 私も現場へ行って先生方とやりとりする際に、指導計画もそうなのですが、こういう5領域が見えると、どうしても大方先生が言われたように一つずつ対応させて書きたくなったり見てしまうというところもあって、随分進んできて、一体的に見て、当然総合的ですから、そのお子さんにとって特徴的な活動とか興味関心のあるようなものを具体例として挙げながら育ちを説明していくというようなところが進んできているので、ぜひ10の姿が仮に入ったとしても、そこが見誤らないような記載の仕方を考えてほしいなと思います。

おっしゃったように、子どもの育ちを見る一つの視点というか、そういった意味で保育を振りかえる視点にもなり、子どもたちの姿を伝えていくときのそういう目線を大事にしていきたいと思います。これはどうだ、これはどうだというようなことにはならないようにしていかなければいけないのだらうと思います。

○汐見座長 ちょっと今、大事な論点が出てきていると思うのですが、阿部委員の御意見は、5領域というのは、やはり幼児教育が独自に大事にして開発してきたもので、心情・意欲・態度というものの育ちをベースにということになっていますね。今、それぞれの領域で3つずつ出ている狙いのほうですけれども、これは原則は心情と意欲と態度という順番で書かれているのですね。

○阿部座長代理 今の指針のねらいは、心情・意欲・態度で書くとなっていて、今度は育みたい資質・能力になりますね。このねらいはそういうふうになっているので、育みたい資質・能力が具体的な姿になったのが10の姿なので、教育はこうだけれども、5領域の中でこんな子どもの姿に育ってきていますとって10の姿全部ではなくて、その中で育ってきた姿、10の姿を参考にしながら書いていく。

○汐見座長 では、10の姿のほうは、いわゆる資質・能力という視点で書くということですか。

○阿部座長代理 育みたい資質・能力が具体的にされたものが、幼児期終了時点で具体的な姿になったものが10の姿ですよね。

○汐見座長 ただ、資質・能力を具体的にしたというよりは、資質・能力に3つの柱があるのは、別の見方をすると、世界中でいろいろ議論してきた新しい知性という考え方があるって、それは基本的には個別の知識をしっかりと理解しているということと、それを使って対話できる、討論できる、プレゼンテーションできるという、そういう力に結びついていないと、答えを覚えておけばいいという時代ではないということですよ。

そして、実際に学んだことが自分の生活を変えるような深い学びでないと、頭の中で回しているだけでは21世紀の知性にならないということで、そのほかもあるのだけれども、いろいろな国でいろいろ議論してきた。それを日本では資質・能力としてまとめていて、

3つの柱というのは、知性には3つの側面があるということで、脳では微妙に違うところをつかさどっているわけですから、個別の知識とそれを使った実践的な知性、それから生活的な知性、それがセットになっていくようなことが求められているのが資質・能力だと。だから、10の姿それぞれに資質・能力が必要だという面もあるわけです。

例えば、思考力、数、図形とかがありますね。あれは私なんかは、例えば貧困家庭、家庭の文化に恵まれていない子どもにとってはとても大事なことだと思っています。例えば1、2、3が数えられるというのは、数えることにとても興味があるというだけでなく、それを使っていろいろな算数的な遊びや思考ができるとか、いろいろあるわけです。それだけでも資質・能力の3つの柱が全部入ってくる可能性があるわけですね。そういう総合的な育て方をしていかなければいけないという問題と、人間の人格全体をそうやって分けたら、この10個ぐらいのことを身につけることが全体としての資質能力になっているという側面と、そういう理解を私はしているわけです。

はい、中山構成員、どうぞ。

○中山構成員 少し論点がずれるかと思うのですが、要録の記載と保育実践とが非常にリンクして、取り組みの進んでいるところにお尋ねしたところ、最初に児童票というようなことで話があったかと思うのですが、それとは別に1年間の子どもの育ちを記載する、呼び名はいろいろあると思うのですが、育成記録というようなものを園内で整備していて、入所から卒所まで、この子はこういう育ちがありましたと。私はこういった指導を重点的に子どもにやってきましたというような、子どもの育ちと指導のあり方、保育の営みを少しまとめたものを一年一年、各担任が書いて、最後に5歳児の担任が要録を書く前に、特に12月までぐらいの育ちを書いたものをもとにしながら要録に転記していくというような取り組みを聞いたのです。

その際に、管理職等の先生方がゼロ歳から順番に見ていくということでしたけれども、育成記録を書く中で、一度提出してもらったものを点検すると、やはり見方に偏りがあったり保育に偏りがあるのではないかということがわかって、残り3カ月ぐらいの指導のあり方、子どもへのかかわり方というところをしっかりとやっていくようにというところで、ちょっと弱いようなところをなお見てあげてね、指導のあり方も工夫してみてねというようなところで1年間を終わって、次の学年に渡していくような取り組みをしているということもあったので、要録の記載が最初に、5歳の終わりだけではなくて、複数の年齢、学年の記載があるといいなという御意見もあったかと思うのです。やはりそうやって具体的に組み込まれているところにおいては、5歳だけ見せてお渡しするということは、大方先生も言ってくださったような就学前の指導のあり方がきちんと伝わるかというところ、ちょっと弱いかなど。少し複数学年あったほうが、先生方の肯定的な目線であるとか、興味関心に基づきながらどう子どもの育ちを豊かなものにしていくのかというようなことにもつながるかなと。そうすると、なお一層、このたび示された10の姿への意味理解というところも深まっていくのではないかと思ったことでした。

どうしても紙面上限りもありますので、全部のことを網羅することは当然できませんし、読み手の小学校の先生方も要点をまとめられたものとして受け取って、次に生かしていくというところにおいては、どうしても重点的に書くことになろうかと思いますので、そのように複数年齢を書くということと、指導のあり方に反映されていく要録のあり方というのもとても大事なのかなと思ったところです。

○汐見座長 お尋ねしますが、この10の姿共有シートは、要録との関係はどうなっているのですか。

○中山構成員 それは特に要録ということではないのですけれども、使い方はいろいろ提示させていただいておりますが、一つは、5歳、卒園間際に見せる子どもの姿を上段に、園としてこんな姿がありますよというようなところで書いて、そういった姿があらわれてくる背景には、私たちはこんなことを大事にしながら指導してきたのですというところを書き、そこを受けて、特にスタートラインなので小学校の先生方にはこれまでの指導から振り返るというよりも、これからを展望していただくようなことで下段を書いていただけるとうれいなというところでやっています。

10のシート、項目全部をいきなりというよりは、1つか2つ共有しながら、だんだんと10全体を理解していただきたいというようなところです。

○汐見座長 これは個別の子どもについて書くのですか。

○中山構成員 そういったものではありません。

○汐見座長 例えばこれを個別の子どもについて書いて、10枚くっつけたら要録にならないですか。

○中山構成員 そういうことは余り考えていなかったのですけれども、それこそ書く分量というようなこともあります。

○汐見座長 もっと簡便にすると、こういう要録もあるなど、私は今、思ったのです。10の姿で、だからほとんど5領域のことも全部入ってきます。そうすると、これは練習なのですね。わかりました。

はい、お願いします。

○村松構成員 先生方のお話を伺っていて、もう一回整理してみると、5領域という考え方は、いわゆる領域におけるさまざまな活動、こんな活動がありますよということだと認識するのです。その5領域という活動を通して10の姿がどのように育っていくか。健康な心と体という一つの姿は、健康だけではなくて、環境にも言葉にもいろいろなことでリンクしながら育っているわけなので、もちろん紙面の中に5領域という考え方と10の姿という考え方をちゃんとポイントとして押さえておくことは必要だと思って、それを認識した上での1年間の姿ということが、3、4、5歳児ぐらの流れで書き込めておけば、例えば一つの文章の中に10の姿が幾つか重なり合いながら記載されてくるものがたくさんあると思うのです。

これを分けて書くとなると、では何をここで書いたらいいのかという悩みがとても大き

くなるのですが、私たちは子どもの育ちを一体的に捉えているところがあるので、具体的な姿。例えば童歌を歌うのがとても好きなのだけでも、それは1対1よりもお友達と一緒にやって楽しむ童歌をととても好んできた。それによって育つものというのは、やはり協調性であったり、心を通わせる力でもあったりというような、分けないで、けれども、大事なポイントは押さえておきましょうというような様式にしておけると、自由記述としての力が発揮できるのかなと思いました。

○汐見座長 ありがとうございます。すみません。時間が限られている中で、なかなか難しい問題を議論していきまして、きれいな解答が出てくるわけではないのですが、ともかく今日はいろいろな意見を出していただくということにしたいと思います。実はもう一つ関連するテーマがございまして、先ほどの10ページに「2. 保育所と小学校との連携に関する取組の促進」というテーマがございまして、これについても少し御意見いただきたいと思いますので、先ほどのこととつなげてでも結構なのですが、これからどう連携を強めていくのかということについての、御意見をいただきたいと思います。

大方構成員、お願いします。

○大方構成員 今までの議論とつながってくるのですけれども、今回の要録がいかに大事かということ、やはり心情・意欲・態度とか5領域が一体に育つということが小学校の先生から見てわかりにくく、一体幼児教育で何を育ててくれているのだということがよりわかりにくく、保育所はもっとわかりにくいだけに、せっかく今回幼児教育をやる施設であるということが位置づけられたので、この要録を読んだら幼児教育の遊びや活動で何が育っているかということが見えてこそ初めて小学校との意見交流というのが成り立つと思うのです。

だから、心情・意欲・態度という狙いはもちろんあっていいのですけれども、10の姿は現在の内容に書いている部分からも出されているわけなので、狙いと内容とを両方見たときに子どもの育ちというのがより見えてくるという、そこにもうちょっと焦点を当てていかないと、もちろん到達目標ではないという誤解を現場に与えないようにしないといけないことは何回も言われていることなのですけれども、ふわふわと情緒的に書けば書くほど小学校の先生にはわかりにくいことになり、読んでもらえない書類になってしまうので、ここに書く項目が結果としては非常に重要な位置を占め、先ほど養護の話がありましたけれども、この5領域の横に養護というのを入れても、当然養護がベースにあり、その横に5領域が並び、その横に10の姿も並び、ここに全体として書いておくぐらいの、これ3つセットみたいなイメージのほうが、5領域でこちらに書いてしまうと到達目標に見えるのなら、3つが5領域の中から抽出した最終的な10の姿ですよということが、その基盤に保育所の場合は養護がありますよというふうにすれば、こども園の場合では養護のところが生命の保持及び情緒の安定が前提ですよとなったほうが、先生方も書きやすく、子どもの特徴も記載しやすいかなという感じがいたしました。議論がしやすいのではないかと思います。



○汐見座長 ただ、書く欄はそんなに多くないようにしないと大変ですね。

○大方構成員 この横に養護と1行つけるだけです。

○汐見座長 幼稚園のようなバージョンの。

○大方構成員 幼稚園でも、保育所バージョンでこの横に養護が前提にある。

○汐見座長 そこは書くわけではないのですね。

○大方構成員 書かない。だから、養護は前提ですというイメージです。上のこういう欄ではなくて、養護と教育が一体となってこちらに書くということ。

○阿部座長代理 上の欄は要らないということですね。

○大方構成員 そう。そのほうが養護を基盤としているのが保育所であるということがわかりやすい。

○汐見座長 ありがとうございます。

また思いついたときに事務局に送っていただいて、こういうのはどうかと、ぜひやっていただきたいと思います。小学校との連携を強化するために何かご意見ございませんか。

村松構成員、よろしくお願いします。

○村松構成員 私は焼津市というところですが、今、行政の中で幼稚園と保育を一体化した行政の仕組みがかなりふえてきていると思うのです。こちらもそうですね。保育・幼稚園課とうちの市では言っているのですけれども、その課には教育委員会のほうからというか、学校の先生の資格を持った方が何人か来ています。保育を担当する者と同じ島の中で仕事をしているわけで、そこで持ち上がったのが、認定こども園がうちの市にはないので、幼稚園と保育園が同じ視点で子どもを育てていく仕組みをつくりたいから協力してほしいというふうに行政のほうから言われました。そのときに出てくるのは、保育の担当の方は保育のことをほぼほぼわかっているのですが、学校の先生方は保育のことが全くわからない状況の中で、私たちが養護と教育がああだこうだと言っても、日本語として理解できないところがどうもあったみたいです。

そんな中でどうやって折り合っていたかというのと、やはり現場の子どもたちの姿を取り上げたエピソードを読み合わせしながら保育のマインドを理解していただくという取り組みを行政のほうからまずしていただきました。その中で、その先に今度は幼稚園の園長たち、保育園の園長たちが集まっての組織をつくって、その下に主任とか副園長たちが集まった組織ができてというような組み立てがようやくでき上がったところで、そこで連携の大事さというのは非常に認識できたというふうに感じています。

ですので、行政の仕組みからの入り口というのも、これはすごく大きな力を持つのかなと思っておりまして、保育園側から一方的に連携をと声高に叫んでも、なかなか難しくなるというのは感じておりました。そういう仕組みができたということが非常に大きな突破口で、そういうのが今、全国的に広がっていると思いますので、その仕組みをどんどん活用していくことがとても効果的かなと思います。

○汐見座長 高知のほうは、研修なども一緒にやっていくということを当たり前のように

行っているわけでしょうか。

○中山構成員 就学前の先生方は、施設を問わず、全ての研修会を保育所、幼稚園、認定こども園の先生方が一堂に会して行うことになっていきますので、そういった意味では刺激を受け合うということにはなっています。また、保幼小連携の講座も幾つかありますので、そういったところには小学校の先生方も入れて実践事例等の共有はしていますが、まだなかなか小学校の参加が弱いというところの課題は感じていますので、今後、しっかりと進めていきたいなどは思っております。

○汐見座長 今のご意見のように、行政が強力にそういうことを引っ張っていくという場合にはかなり違った様相が出てくるのでしょうかね。けれども、小学校のほうがそれほど熱心ではないというところがあちこちで聞かれていますし、行政でそういう姿勢がまだはっきりしない場合は、園ごととか学校ごとの差がでこぼこになってしまっているということもきいています。高知の場合はかなり前からやっているということであまり違和感がないわけですね。○中山構成員 そうですね。特に教育大綱であるとか、第2期の高知県教育振興基本計画の中にもどんと位置づけて、小学校の先生方にも進めていくことということで、施策の中へしっかりと位置づいてきたというところで各市町村の教育委員会等も動いているというようなどころでは前に進んできたということですね。

○汐見座長 今度、小学校の学習指導要領には幼保小連携のことが少し書かれているはずですね。だから、小学校の学習指導要領を具体化させていくと、やらざるを得ないという面も出てきますね。

○中山構成員 そうですね。

○汐見座長 今、おっしゃっていただいたのは、やはり行政のほうのある種のリーダーシップというのが大事ではないかということですね。ただ、そこで、例えば事例を検討するようなことが小学校との認識を近づけるというお話がありましたね。そのあたりの知恵とか、それも実は大事な気がします。

大方さん、そのあたりは何か御意見ないですか。

○大方構成員 一番わかりにくいのは、幼児教育におけるいわゆるごっこ遊びは象徴的な遊びだと思いますけれども、その中に結果として10の姿のもとの種も、3だろうが、4だろうが、5だろうが、ただ年齢によって積み重ねないと育ちが違うということがあって、そうすると遊びや活動の中で、実はこういうことを幼児教育はやろうとしていたということがわかるのです。そういう共有をしていくと、お店屋さんごっこであれば、その中にお金のこととかが出てきたら、小学校の科目のこういうところにつながっているとか、物を勝手にとってはいけませんとかいうような話が出てくれば、それは道徳性の部分にもなって、そういうことも幼児教育の遊びの中で自然と身につけているのだとか、同じレイアウトといっても、3歳はただ買うだけだけれども、5歳ぐらいになると役割分担ということで共同性もあるのだとか。一つの事例を一緒に見ながらしていただくと、小学校の先生は小学校の先生で、どこが小学校につながっているということに気づいていただき、私

たち幼児教育をやる者も、小学校の先生と意見交流しながら、やはり遊びの中でこの辺は特に言葉分けしておいたほうがいいのか、この辺は環境構成としても意識しておいたほうがいいのかということに気づかせていただくので、そういう面で事例検討というのは何か活動なり遊びがはっきりしているほうが、それが継続的に年齢別に見ていくほうがわかりやすいかなと思いました。

○汐見座長 ありがとうございます。やはりそこがヒントなのでしょうね。一緒に小学校の事例を検討するというのも必要かもしれませんが、まずは幼児の実践事例をそういう活動を通じて子どもの中にどういう学びが生じているのかとか、そこで何気なくやっている援助にどんな意味があるのかというあたりを一緒に考えていただくということをやっているならば、接続のパイプが太くなっていくということでしょうね。これをぜひ、どういう形で、強制でそうやれと言うのは簡単なのですが、実際にはなかなか難しいかもしれませんね。

実は以前、山形県鶴岡市では、夏休みに小学校低学年の教師が保育所に1週間研修に行かねばいけないという試みがあったのです。そうした体験をした小学校の先生と話をしたのですが、小学校の先生が保育所の所長さんにずばずば言われている姿が印象的でした。それで小学校の先生は、いや、もう勉強になりましたと言っておられました。あれは今やっているかどうかわかりませんが、そういう形でパイプのつながりを太くするというのいろいろな形でできている。今回、指針、要領が変わりますから、急速に進むとは思いますが。

はい、お願いします。

○中山構成員 そういった意味では、一日保育者体験のような、1週間にはなりませんけれども、夏休みを利用して全職員が一日は行って保育体験をするというような取り組みをしている市町村もあります。

また、園内研修ですね。そういった場に小学校の先生方をお声がけして、可能な範囲で来ていただいて、一緒に協議まで残っていただいて参加していただくというような取り組みもあって、御参加いただいた小学校の校長先生は、就学前で大事にしている指導のあり方そのものをすごく小学校の先生方にも学んでもらいたいなと思ったということを何度か言ってくださった校長先生もいらして、足しげく、5歳の公開保育だけではなく、乳児の公開保育にも来てくださって、一緒に学びをともにしてくださるというような取り組みも、少しずつですけれども広がってきているかなと思います。

○汐見座長 なるほど。では、大方さん、お願いします。

○大方構成員 誤解があっては困るのは、あくまでも子ども理解や活動理解であって、10の姿というのも遊びを理解する、子どもを理解するというのが論点で、その辺のところが小学校の先生との協議や対話の中で入ってきて、要録にもそれが反映されるという一貫している。そのためにふだん、幼稚園の先生も、保育園の先生も、こども園の先生も、同じ子どもとして子どもを見たときに何が見えてくるかという子ども理解に基づいていく観察ということが大事で、そのときに保育の場合は教科ではないので遊びという活動が前提

になっているということの理解をしてもらうことがセットでつながっていかないと、10の姿のために何かをやるのではなくて、子ども理解のためにそれがある。子どもは全体的に育っていくのだよねと、部分で育つのではないので、5領域の総合性と言っていくのだよねということの気づきに着地していただくと、幼児教育の理解になり、子どもたちのためになると思うのです。

○汐見座長 いいですね。今回、幼稚園教育要領、それから小学校の学習指導要領もそうだと思うのですが、子ども理解というのが一つのキーワードになっています。行っている教育の成果を点数だけで見るのではなくて、そのプロセスの中で子どもがどういう葛藤をしているか、どう乗り越えていくかということだとか、どう協力し合っているか。そういうのを全て見た上で子どもの育ちを判断していく。それに基づいてカリキュラムをマネジメントしていく。だから、今、大方さんがおっしゃったように、子ども理解のための共同研修であれば、これはどちらも大事なテーマだということで共通の土俵ができる可能性が出てきますね。今のはいいヒントかもしれません。

ほかにございますか。お願いします。

○村松構成員 どの組織もそうですけれども、トップが理解を示してくれるということがとても大きな原動力になると思っていて、私は当園の行事などでも学校にもちゃんとお声をかけます。小学校、中学校までお声をかけるのですが、そうすると校長先生方がお見えになってくださって、私はそこで、こういう意図を持ってこのような行事を行っている、こういう意図を持って毎日の保育を行っているのだということを、園長が一番暇なので司会をします。そこで保育のマインドをお伝えしながら、保護者にもわかっていただきつつ、お客様にもわかっていただくというやり方をしているのですが、その中でやはり校長先生が見ていただいたときに、子どもたちの育ちがちゃんと順を追って取り組んでいるということがよくわかるとか、さまざまな行事、いろいろな行事がありますけれども、例えば作品展、造形だとか絵画を展示したところに来てくださる先生方にとっては、子どもたちが乳幼児期にどれだけ心豊かな表現活動をしているのかということがよくわかって、その先に学校における美術教育との連続性がなかなかうまいこといかないということもわかったとか、そのようなお声をいただいてもいるのです。

もちろん、一人一人の先生方との連携もとても大事なわけけれども、ある意味、その上のほうからの御理解を求めていくということも、両方からやっていくことの必要性があるのかなと思います。

○汐見座長 残された時間は余りないのですが、どうぞ。お願いします。

○中山構成員 顔を合わせてやりとりをするという連携が一方で進んでくると、どうしても小学校の目線の一つに育ててほしい、育っていないとかいうような思いもあったりして、そこがどう肯定的な目線で受け取れるのかというところも大きなポイントかと思うのです。そうやって実際の保育を見たり、遊びを見せていただいて、解説等も加えていただいたり、協議に参加したりと、いろいろな形で接点が複数回あると、こんなにも豊かに育ててくだ

さっているのですねというような目線をしっかり小学校側でも持つことができ、これまでちゃんと育ててほしいというこちらからの願いが多かったところが減り、ありがとうと思って受け取るというような姿勢に変わってくるであるとか、要録に書いてくださっていることの意味理解が具体的なイメージを持ってすることができるようになったというようなところはあろうかと思しますので、そういった意味では紙ベースの要録だけが行くのではなく、実際に顔を合わせるような取り組みが進んでいくというのはとても大事かと思えます。

○汐見座長 フランスはエコール・マテルネルという、翻訳するとお母さん学校なのですが、無償の日本で言うところのこども園なのですけれども、それが昔からあって、ずっと前から幼児教育はただなのです。今、2歳の半数以上の子はそこに通って、2歳からほぼただになっているのですけれども、99%の子はそこに行っているわけです。それ以外にちょっと幼稚園とか保育所が残っているのですけれども、実質的には義務教育が3歳から行われているのと同じなのです。ですから、要領は、3歳、4歳、5歳を学校教育基礎課程と呼んでいるのです。

そのエコール・マテルネルの先生の資格は、幼稚園免許だけではなくて小学校免許も必要としていることが多いわけです。以前ちょっと調べたら、今はその法律があるかどうかわかりませんが、エコール・マテルネルの年長を担当した先生は次の年、その子どもたちが進学する学校の1年生を担当するのが望ましい。それから、小学校の先生とエコール・マテルネルの先生は年に数回、インフォーマルに会合を持つこと。それから、公式にちゃんとした協議をやって、そこで子どものことを議論することとか、そういうことが法律で決まっていたので、ちょっとびっくりしたことがあるのです。

既にそういうことを先にやってきた国でも、今、私たちが議論したようなことと同じことが大事だということが確認されているような気がするのです。だから、3府省合同通達みたいなもので年に何回かフランクに話し合える、特に子どもの育ちをめぐるということで会合をできれば持っていただきたいとか、合同の研修会で、特に子どもの理解をめぐる事例を検討していくようなものを必ず全ての地域で持っていただきたいとか、そういう通達ぐらい出していただくといいかなと今ちょっと思ったのです。

今ちょっと申し上げましたけれども、長い目でいくと、日本でも3歳から無償化がこれからどんどん進んでいくとなると、実質的には義務教育にどんどん近づいていくわけですから、最初の3年間とその次の6年間の間につながりが十分ないなどということは、もうそろそろ無駄になってしまいますから、当たり前のようにそこは交流していくということになっていかざるを得ない。熱心な私立の法人とかだったら、3歳から義務教育になったら、3歳から6年生までの学校をつくるという可能性が出てきますね。私はそういうのにもひとつの期待があります。そうなったときには、まさにそこはつながっていくというのが当たり前になっていきますから、そういうことも考えらえる時代に私たちは議論しているのだというのを頭に置かなければいけないということですね。

では、大方さん。

○大方構成員 今、先生がおっしゃったようなことを考えると、今回の改定で保育所も幼稚園もこども園も、同じ子どもとして小学校に書類を送るとするならば、子どもの育ちにかかわる事項というのがあるのですけれども、保護者のことをすごく最初はみんな書かれたのです。福祉施設なので、こんな虐待を受けていますとか、こんなにひどい親ですみたいな。それはこんなところに書くべきことではもちろんないことなので、そういう誤解もあってはいけないので、あくまでも小学校という学校教育機関に送る書類としては、同じ地域の同じ子どもとして、ある程度書式というか、整合性をどこかでつけておかないと、保育所から来た子はこんなにひどい子なのですかみたいな、高校の内申書だってそんなこと誰も、どちらかというところになにすてきな子ですよというふうに書くのにということをする前の説明会とか研修で言った覚えがあるのです。

だから、その辺で、この書式があることが福祉施設としていい部分でもあるけれども、逆に同じ子どもとして取り扱ったときには、もう少し幼児教育としての部分に特化してという理解は要るのですが、なくなったと言われたらいけないので、特化して、そして学校教育に送る書類としての共通性を持ったほうが書きやすいですし、個人情報にも抵触しないですし、同じ子どもという、小学校の先生からごらんになってもわかりやすい論点なのかなと思います。その辺では書式のこととはまた議論が必要かなと思います。

○汐見座長 保育所は児童福祉施設でもありますから、今、大方さんがおっしゃったことで、特別な配慮を必要とする子どもについてはきちんと情報も伝えなければいけない。ただ、ここでやることは別にしなければいけないということで、その辺はきちんと区別をしていくことも大事だと。保育所から来るのと幼稚園から来るのでかなりトーンが違うというのはやはりまずいと思うのです。

はい。

○阿部座長代理 児童福祉施設であろうと、幼稚園であろうと、どこで育っても、背景は違っても、子どもの育ちの姿を伝えるわけだから、先生がおっしゃるように、それは余り気にしなくてもいいのではないかな。育ちの姿を伝えるものなのだけということだけきっちりしておけば、今までの議論、子ども理解が大切というところとつながってくるので、そこだけは確認しておきたいですね。

これは子どもの育ちの姿を伝えるものですよ。

○汐見座長 はい、育ちの姿を伝えるものです。ただ、その背景にいろいろなことがあって、余りプライバシーにかかわることは書けないのですけれども、配慮しなければいけないことについて、必要なことは書かなければいけないということです。これはもう少し後で幼稚園、保育園との整合性のことを議論しなければいけないかもしれません。

それでは、申しわけございません。まだ十分煮詰まった議論にならなくて、かえって拡散したのかもしれませんが、短期間ではありますけれども、新しい形式を提案しなければいけませんので、会議のない間でも皆さん、一生懸命考えていただいて、ぜひ案を送って

いただければと思います。

きょうの議論を踏まえて事務局のほうでいろいろまた新しい案を考えていただくことになっていきますので、今後のスケジュールについて御報告をお願いします。

○鎮目保育指導専門官 それでは、今後のスケジュールについて御説明申し上げます。

資料2の12ページにスケジュール案をお示ししております。本日の第1回検討会で出た意見、また、今、座長からも御提案がありましたように、追加の意見等がございましたらば、事務局のほうに様式の変更等も含めまして、1月10日ぐらいまでにメール等で御意見いただければ、そちらも踏まえまして、第2回目の検討会を迎えたいと思います。第2回の検討会では、要録の見直しについて、改定案に関する意見交換を行っていただきたいと思っております。そこでの意見集約をもとに、平成30年3月中に予定といたしまして、改定保育所児童保育要録の参考様式の通知を行い、平成30年度より改定保育所児童保育要録の適用となっております。

こうしたスケジュールにつきまして、特に第2回の検討会につきましては、改めて構成員の皆様の日程を調整させていただいた上で、決まり次第、御連絡申し上げます。

また、要録の適用に関してですけれども、下の※でお示ししておりますように、幼稚園幼児指導要録、幼保連携型認定こども園園児指導要録についても、現在、改善を検討しているところで、改定要録は同時期に適用の予定であることも申し添えます。

以上です。

○汐見座長 ということで、きょうのいろいろな議論をまとめてくださった改定案を事務局のほうで用意していただきます。次回はそれを集中的に吟味して提案に持っていきたいと思います。御協力のほどよろしく申し上げます。

きょうはどうもありがとうございました。